

別表 3（第 7 条 採択基準）

1 職場環境改善事業		
(1) 過年度に採択されたが、専門家派遣回数が 1 ～ 4 回である者（本人からの中止届、支援決定の取消し等による派遣回数の減は除く）を優先して採択する。		
(2) 次に、本年度の補助事業に採択された者を優先して採択対象とし、配点表の点数が高い者から順に採択する。		
(3) 次に、それ以外の者について、配点表の点数が高い者から順に採択する。		
2 補助事業		
配点表の点数が高い者から順に採択する。		
3 その他		
点数が同数の場合は、過年度の申請回数、京都市内の経営面積、経営面積に占める京都市内の割合、常雇いの従業員数、雇用就農資金の活用実績、代表者の年齢、予算等を総合的に判断し、採択順位を決定する。		
配点表（職場環境改善事業、補助事業共通）		
	項目	点数
申請状況	法人化支援に申請している、又は過年度に実施済みである。	1
	雇用募集支援に申請している、又は過年度に実施済みである。	1
	雇用実践支援に申請している、又は過年度に実施済みである。	1
経営面積	京都市内の経営面積が 3 0 0 a 以上である。	3
	京都市内の経営面積が 2 0 0 a 以上 3 0 0 a 未満である。	2
	京都市内の経営面積が 1 0 0 a 以上 2 0 0 a 未満である。	1
	経営面積の過半が京都市内である。	1
現在の雇用状況	常雇いの従業員（※ 1）がいない。	1
雇用就農資金の活用状況	事業実施年度の前年度以前の 3 か年の間に、雇用就農資金を活用していない。	1
その他	過年度に職場環境改善事業に申請したが、採択されていない。	1
	過年度に補助事業に申請したが、いずれの事業も採択されていない。	1
	京都市内に本店住所をおく法人である。	1
	代表者が 5 0 歳未満である。	1
※ 1 代表者の 3 親等以内の親族は除く。		